［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
第三十八条第二項の申請書	［略］

（フレキシブルディスクの構造）

第五十五条　［略］

（フレキシブルディスクの記録方式）

第五十六条　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一～三　［略］

２　第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第五十七条　第五十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二　［略］

様式第10（第19条、第23条関係）

［略］

備考

１　［略］

２　航空機製造事業法施行令第５条で定める手数料に相当する額の収入印紙をはること。

３・４　［略］

様式第10の２（第21条の３、第27条、第32条の３関係）

［略］

航空検査技術者の氏名	
航空検査技術者の現住所	
航空検査技術者の本籍	
航空検査技術者の生年月日	
航空検査技術者の所属する工場の名称及び所在地	

［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
第四十一条第二項の申請書	［略］

（フレキシブルディスクの構造）

第五十八条　［略］

（フレキシブルディスクの記録方式）

第五十九条　第五十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一～三　［略］

２　第五十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第六十条　第五十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二　［略］

様式第10（第19条、第23条関係）

［略］

備考

１　［略］

２　航空機製造事業法施行令第７条で定める手数料に相当する額の収入印紙をはること。

３・４　［略］

様式第10の２（第21条の３、第27条、第32条の３関係）

［略］

航空検査技術者の氏名	
航空検査技術者の現住所	
航空検査技術者の本籍	
航空検査技術者の生年月日	
航空検査技術者の所属する工場の名称及び所在地	